

県南広域振興局長告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年8月10日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関大東線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市舞川字湯坪32番1地先から45番1地先まで	新	m 50.8~46.0	m 79.5
	旧	52.0~46.0	79.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- (2) 期間 令和3年8月10日から同年9月10日まで